

東京都立雪谷高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
- (3) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携

2 学校及び教職員の責務

本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

イ 所掌事項

○いじめの未然防止

○いじめの早期発見

○いじめの早期対応

○重大事態への対処

ウ 会議

原則として。学期に1回開催

エ 委員構成

副校長、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 問題行動への組織的な対応
- 不登校生徒へのきめ細かな対応
- 暴力行為への毅然とした対応
- 未然防止の取組の充実

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、近隣中学校長、近隣自治会代表、保護者代表、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- イ いじめに関する校内研修の計画、実施
- ウ 「いじめに関する授業」の実施、生徒会等による取組への支援
- エ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- オ 学校評価による検証と基本方針の見直し

(2) 早期発見のため取組

- ア スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- イ 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施
- ウ 定期的な個人面談計画
- エ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察計画
- オ 保護者会等を通じた取組の発信と情報の収集・共有

(3) 早期対応のため取組

- ア 速やかな対応策の検討、実施
- イ 加害の子供に対する組織的・継続な観察、指導等
- ウ 被害の子供やその保護者へスクールカウンセラー等を活用したケア
- エ いじめを伝えた子供の安全確保
- オ 学校サポートチーム

(4) 重大事態への対処

- ア 所管学校経営支援センターへの報告と連携
- イ 被害の子供に対する複数教員によるマンツーマンでの保護

- ウ 加害の子供とその保護者に対するケア
- エ P T Aの活用
- オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

5 教職員研修計画

- (1) 「いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくり」の実践
「いじめ総合対策チェックシート」の作成・配布
- (2) 学年会及びいじめ対策委員会への情報を職員会議で共有
「いじめ実態調査」等を通じて把握した情報の共有を徹底

6 保護者との連携及び啓発推進に関する方策

- (1) 地域人材や関係機関を活用した子供の見守り
- (2) 保護者会の開催やP T Aの活用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめ対策保護者を速やかに開催
- (2) 「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催
- (3) 管轄警察・児童相談所等への相談・通報

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 日常的な観察、面接や調査等により子供の実態を早期把握する。
- (2) 「いじめ実態調査」の実施、把握した情報の共有を徹底
- (3) 学校運営連絡協議会でのアンケート調査実施